

◆ 標準例一覽

令和8年3月4日改正

事由		免職	停職	減給	戒告
一般 服 務 関 係	(1) 欠勤（1年間）				
	ア 10日以内			■	■
	イ 11日以上20日以内		■	■	
	ウ 21日以上	■	■		
	(2) 遅刻・早退				■
	(3) 休暇の虚偽申請			■	■
	(4) 勤務態度不良			■	■
	(5) 営利企業事務従事			■	■
	(6) 職場内秩序びん乱		■	■	■
	(7) 法令等違反・不適正事務処理・事務処理懈怠	■	■	■	■
	(8) 公文書の不適正な取扱い				
	ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄	■	■		
	イ 決裁文書の改ざん	■	■		
	ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		■	■	■
	(9) 虚偽報告			■	■
	(10) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			■	■
	イ あおり・そそのかし	■	■		
	(11) 秘密漏えい	■	■		
	自己の不正な利益を図る目的	■			
(12) 個人の秘密情報の目的外収集・利用		■	■	■	
(13) 政治的行為					
ア 政治的団体の結成・勧誘等			■	■	
イ 政治的行為を教職員に求める等		■	■		
ウ 地位利用による選挙運動	■	■			
(14) セクシュアル・ハラスメント					
ア 不同意わいせつ等	■	■			
イ 性的言動の繰返し		■	■		
相手方の精神疾患罹患	■	■			
ウ 性的言動			■	■	
相手方の精神疾患罹患		■	■		
(15) パワー・ハラスメント					
ア 相手方の著しい精神的又は身体的な苦痛		■	■	■	
イ 指導、注意等後の繰返し		■	■		
ウ 相手方の精神疾患罹患	■	■	■		
(16) 情報セキュリティポリシー違反		■	■	■	
(17) 官製談合	■	■			
(18) 収賄	■				
(19) 倫理規程違反（岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程第4条）					
ア 会食				■	
相手方が経費を負担			■	■	
イ 遊技・旅行				■	
相手方が経費を負担			■	■	
ウ せん別			■	■	
エ 中元・歳暮等の贈答品			■	■	
オ 講演・出版物への寄稿等（未承認）に対する報酬			■	■	
カ 金銭・小切手・商品券等の贈与	■	■	■	■	
キ 債務を負担させる	■	■	■	■	
ク 対価を支払わずに役務の提供を受ける	■	■	■	■	
ケ 対価を支払わずに不動産・物品等の貸与を受ける		■	■	■	
コ 未公開株の譲り受け		■	■		
公 金 又 は 県 の 財 産 の 取 扱 い	(1) 横領	■			
	(2) 窃取	■			
	(3) 詐取	■			
	(4) 紛失				■
	(5) 盗難				■
	(6) 県の財産の損壊			■	■
	(7) 出火・爆発				■
	(8) 諸給与の違反支払・不適切受給			■	■
	(9) 公金又は県の財産の処理不適正		■	■	■

事由		免職	停職	減給	戒告
児童生徒に関する非違行為関係	(1) 体罰・不適切な指導				
	ア 死亡又は重大な後遺症を残す負傷	■	■		
	イ ア以外の負傷を負わせた場合 体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質	■	■	■	■
	ウ ア及びイ以外の体罰 体罰が常習的又は体罰の態様が特に悪質		■	■	■
	エ 不適切な指導を行い、相手に精神的苦痛を与えた	■	■	■	■
	(2) セクシュアル・ハラスメント				
	ア 不同意わいせつ等	■			
	イ わいせつな言辞等の性的な言動等の繰り返し	■	■	■	
	ウ わいせつな言辞等の性的な言動	■	■	■	■
	(3) 個人情報の盗難、紛失及び流出				
ア 管理を著しく怠ったことにより、重要な個人情報を盗難、紛失、流出した場合			■	■	
イ 許可なく持ち出した重要な個人情報を盗難、紛失、流出した場合		■	■	■	
公務外非行関係	(1) 放火	■			
	(2) 殺人	■			
	(3) 傷害 傷害の程度が重いとき、又は暴力行為が悪質で危険な場合	■	■	■	
	(4) 暴行・けんか			■	■
	(5) 器物損壊			■	■
	(6) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物の横領	■	■		
	イ 占有離脱物の横領			■	■
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	■	■		
	イ 強盗	■			
	(8) 詐欺・恐喝	■	■		
	(9) 賭博				
	ア 賭博		■	■	■
	イ 常習賭博	■	■		
	(10) 麻薬等の所持等	■			
(11) 酩酊による粗野な言動等		■	■	■	
(12) 淫行(みだらな性行為)	■	■			
(13) わいせつ行為	■	■	■		
(14) 不同意わいせつ	■	■			
(15) ストーカー行為	■	■	■	■	
(16) 児童ポルノの所持等	■				
飲酒運転関係	(1) 飲酒運転(事故の有無を問わない)	■	■(論免)		
	(2) 飲酒運転容認				
	ア 飲酒運転を知りながら同乗	■	■(論免)		
イ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた	■	■(論免)			
交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転以外での交通事故				
	ア 死亡・重篤な傷害 措置義務違反あり	■	■	■	■
	イ 傷害 措置義務違反あり	■	■	■	■
	ウ 物損 措置義務違反あり		■	■	■
	(2) 交通法規違反(無免許運転等)		■	■	■
管理・監督責任	(1) 教職員が、「一般服務関係」「公金又は県の財産の取扱い」「児童生徒に関する非違行為等関係」に関して懲戒処分を受けた場合				
	不祥事を起こした教職員が	免職となった事案		■	
		停職となった事案		■	■
		減給となった事案			■
(2) 教職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合					
不祥事を起こした教職員が	免職又は停職となった事案		■		
	減給又は戒告となった事案			■	

- ※1 事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。
ただし、飲酒運転に関しては、停職3月を下回らないものとする。
- ※2 地方公務員法に基づく処分以外（訓告、注意）については、標準例には記載していない。
- ※3（諭免）＝諭旨免職
- ※4 オートバイについては本指針を適用する。
- ※5 自転車については、重篤な傷害を負わせた場合は、本指針に沿った処分を行う。
（例） 酒酔いで自転車に乗り、坂道をくだる途中で通行人にぶつかり大けがを負わせた。